

一般社団法人岐阜県馬主会二歳馬出走手当金支給規程

第1章 目 的

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県馬主会（以下「馬主会」という。）の定める笠松競馬場の調教師（地方競馬全国協会登録の者）が管理する厩舎へ入厩した二歳馬（競走馬）に対し、手当金を支給することを目的とする。

第2章 総 則

第2条 馬主会は、本規程に定める条項を順守した馬主に対して手当金を支給する。

第3章 手当金の支給制限

第3条 次の各号に該当した時は、手当金を支給しないことがある。

- 1 第5条に規定する条項を順守しなかった場合。
- 2 手当金の支給に関し、不正又は虚偽があった場合。

第4章 支給の対象

第4条 手当金を支給する対象馬は、笠松競馬場でデビューした二歳馬とする。

第5章 支給の条件

第5条 手当金の支給条件とした対象馬は、明け3歳の各年度5月終了まで在厩した馬に支給する。なお、死傷馬見舞金規程に基づく廃馬については、この限りでない。

第6章 手当金の支給基準

第6条 手当金の支給は、次の号に基づき馬主会が定める金額を支給する。

- 1 笠松競馬場で初出走した当該馬で第5条に基づき一頭につき5万円を支給する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。